

滋賀県医療費適正化計画の 改定について

1 根拠法 高齢者の医療の確保に関する法律

2 実施主体 都道府県

※国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国が定める「医療費適正化基本方針」に沿って都道府県が計画を定める。

3 期間 第4期 令和6年～11年度

※第1期(平成20～24年度)、第2期(平成25～29年度)、第3期(平成30～令和5年度)

【参考】第3期目標項目に対する実績数値

目標項目	目標値(R5)	H27	H28	H29	H30	R1	R2
特定健診受診率	<u>70%以上</u>	49.7%	51.0%	52.7%	56.7%	58.4%	56.4%
特定保健指導実施率	<u>45%以上</u>	20.5%	22.8%	22.1%	26.4%	26.9%	25.7%
糖尿病性腎症による新規透析導入者数	<u>各年度181人以下</u>	181人	183人	162人	168人	134人	145人
後発医薬品の使用割合(数量ベース)	<u>80%以上</u>	58.9%	67.0%	70.6%	76.1%	79.5%	81.9%
インフルエンザ 予防接種率	<u>52%以上</u>	52.0%	52.9%	51.4%	51.5%	54.6%	71.2%
肺炎球菌感染症 予防接種率(高齢者)	<u>44%以上</u>	44.0%	47.0%	48.1%	46.8%	23.9%	28.3%

【基本理念】

誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
～超高齢社会の到来に対応した持続可能な医療の確保をめざして～

【第4期計画の方向性】

- 1 新たな目標
 - ・複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供
 - ・医療資源の効果的・効率的な活用
- 2 既存の目標の効率的な取り組み
 - ・デジタル等を活用した取組を推進
- 3 実効性向上の体制構築
 - ・県が関係者と連携する体制を構築

【参考】第3期計画の主な目標

- 新たな目標 ○糖尿病の重症化予防の取組 ○後発医薬品の使用促進
- 医薬品の適正使用の推進（重複投薬、多剤投与の適正化）
- 入院医療費 ○病床機能の分化・連携の推進の成果を踏まえて推計

上記目標により具体的に算定し、第3期改定時において令和5年度における適正化の効果54億円の見込み

第1章 医療費適正化に関する基本方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 医療費適正化計画の基本理念
- 3 他の計画等との関係

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 1 医療費の動向
- 2 病床数
- 3 医療機能の現状
- 4 在宅医療
- 5 生活習慣病に分類される疾患の状況
- 6 特定健康診査およびメタボリック
シンドロームの状況
- 7 たばこ
- 8 後発医薬品
- 9 人口推移等
- 10 医療費の今後の見通し

第3章 目標と取り組むべき施策

- 1 目標
 - (1)住民の健康の保持の推進に関する目標
複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供
 - (2)医療の効率的な提供の推進に関する目標
医療資源の効果的・効率的な活用
- 2 取り組むべき施策
 - (1)住民の健康の保持の推進
フレイル予防(仮)
 - (2)生活習慣病の発症予防、重症化予防
 - (3)その他の医療費適正化に向けた保険者の取組支援
 - (4)医療の効率的な提供の推進
デジタルの活用等を推進(仮)
- 3 保険者、医療機関その他の関係者の連携および協力
保険者協議会との連携強化(仮)
- 4 医療に要する費用の見通し

新たな目標・
施策等の追加

第4章 計画作成のための体制の整備および達成状況の評価

- 1 計画作成のための体制の整備
- 2 達成状況の評価

第3期計画(H30～R5)

目標の設定

- ☆健康の増進
 - 喫煙率の減少
 - 肥満者の減少
 - バランスのとれた食事
 - 運動習慣
 - 何でも噛んで食べることができる
 - 予防接種
- ☆生活習慣病発症予防、重症化予防
 - 特定検診等の実施率の向上
 - 糖尿病の重症化予防
- ☆医療の効率的な提供の推進
 - 後発用医薬品の使用促進
 - 医薬品の適正使用の推進（重複服用者等）

計画の実行

適正化の効果（見込）△54億円

令和5年度の県民医療費	4,878億円(推計)
計画実行による見込額	4,824億円(推計)
	54億円(差額)

【改定】

第4期計画(R6～R11)

新たな目標の設定

- ☆高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供
(高齢者の心身機能の低下に起因した疾病予防・介護予防等)
- ☆医療資源の効果的・効率的な活用
(エビデンスがあることが指摘されている医療等)



既存目標に係る効果的な取組

- アウトカム評価の導入等
- 個別の勧奨、新たな数値目標の策定等
- 電子処方箋の活用

適正化の効果

令和11年度における
計画を実行しない場合の県民医療費の推計と
計画を実行した場合の県民医療費の推計との差額

1 全体概要

2 新たな目標の設定

☆高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供

☆医療資源の効果的・効率的な活用

3 既存の目標の効率的な取り組み

☆デジタル等を活用した取組を推進 など

※国が定める「第4期 医療費適正化基本方針」は、6月12日現在示されていないため、
検討内容が変更になる場合もある